

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 森林田園整備課
委託業務番号	令和4年度 森田委第4号
委託業務名称	長浜市森林土木積算システム保守運用業務委託
委託業務場所	長浜市役所森林田園整備課他
業務の概要	委託内容 1)システムの研修会の実施、年1回程度 2)基礎単価の設定支援 3)積算システムの保守運用
履行期間	令和4年 4月 1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	1,126,312円
契約の相手方	[所在地又は住所] 大阪府大阪市天王寺区東高津5-6 [商号又は名称] 株式会社 コンピュータシステム研究所 大阪営業所
契約相手方の選定理由	滋賀県においては、長浜市に先立ち積算システムを導入しており、同じシステムで積算をすることで適正な歩掛、基礎単価で積算が可能となる。このため、県と同じ委託先である、株式会社コンピュータシステム研究所大阪営業所を選定する。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>